

個人情報保護規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、当社が取り扱う個人情報を適切に保護することを目的として定める。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語の定義は次のとおりとする。

- 1 「個人情報」とは、個人の情報であって、大利根カントリークラブの会員および従業員等当該情報に含まれる氏名、生年月日、個人別に付された番号その他の記述、画像もしくは音声等により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。

なお、法人その他の団体に関して記録された情報であっても、当該法人その他の団体の役員、従業員等の個人に関する情報は含むものとし、また、故人に関する情報も本規則に準じて取り扱う。

- 2 「本人」とは、個人情報によって識別される個人をいう。

第2章 体制および責任

(会社の代表者)

第3条 会社の代表者（以下代表者という。）は、最高経営責任者として個人情報保護に関する全ての責任と権限を有する。

- ② 当社の代表者は、代表取締役社長とする。

(個人情報保護統括管理責任者)

第4条 個人情報保護統括管理責任者は、代表者により指名された者であって、個人情報保護対策の全社における実施および運用に関する責任と権限を有する者をいう。

- ② 個人情報保護統括管理責任者は、個人情報保護を主管する副支配人（総務部長）とする。

- ③ 個人情報保護統括管理責任者は、次の事項を実施する責任を負う。

- 1 個人情報保護のための管理策の策定・実施・維持および改善

- 2 個人情報保護のための管理策を実施するための役割・責任および権限の策定と、文書化および従業員への周知
- 3 個人情報保護に関する組織体制の構築
- 4 その他個人情報の運営に必要な事項

(個人情報保護管理責任者)

第5条 個人情報保護統括管理責任者から指名された者であって、個人情報保護対策の各グループにおける実施および運用に関する責任と権限を有する者をいう。

② 個人情報保護管理責任者は、次の事項を実施する責任を負う。

- 1 グループにおける個人情報保護のための管理策の策定・実施・維持および改善
- 2 グループにおける個人情報保護のための管理策を実施するための役割・責任および権限の策定
- 3 グループにおける個人情報保護に関する組織体制の構築
- 4 グループにおけるその他個人情報保護の運用に必要な事項

(個人情報保護担当者)

第6条 個人情報保護責任者から指名された者であって、個人情報保護対策の各グループにおける実施および運用に関する責任と権限を有する者をいう。

② 個人情報保護担当者は、次の事項を実施する責任を負う。

- 1 グループにおける個人情報の適正管理
- 2 個人情報に関する規程・マニュアル類の周知・教育
- 3 個人情報に関するお申し出・開示等請求への対応
- 4 個人情報に関する事故・トラブルへの対応
- 5 利用目的に関する適否の確認

(緊急時の対応)

第7条 個人情報の漏洩その他個人情報に関する緊急事態への対応については、遅滞なく最高責任者に報告し、指示を仰ぐこととする。

第3章 個人情報の取得・利用

(利用目的の特定・取得の範囲)

第8条 個人情報の取得は、利用目的をできる限り特定し、その目的の達成に必要な限度において行わなければならない。

(取得の方法)

第9条 個人情報の取得は、適法かつ公正な手段によって行う。

(特定の機微な個人情報の取得禁止)

第10条 次に掲げる種類の内容を含む個人情報を取得してはならない。また、知り得た場合においても、これを利用しまたは提供してはならない。

- 1 人種および民族
- 2 門地および本籍地（都道府県に関する情報を除く）
- 3 宗教、思想、信条、政治的見解および労働組合への加入
- 4 保健医療および性生活

② 会社は従業員の個人情報につき次の情報を取得してはならない。

- 1 HIV情報
- 2 遺伝子情報
- 3 所定の手続きを経ないモニタリングによる情報

(利用目的等の通知・公表)

第11条 個人情報を取得する場合には、下記の事項すべてをあらかじめ通知または公表し、または取得後すみやかに本人に通知もしくは公表する。

- 1 当社の会社名
- 2 個人情報の利用目的
- 3 個人情報の第三者への提供を行うことが予定される場合（利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いを委託する場合を除く。以下本条において同じ。）には、提供する情報の項目、提供先、提供目的
- 4 個人情報を特定の第三者と共同で利用する場合は、共同して利用される情報の項目、共同利用者の範囲、共同の利用目的、管理について責任を有する事業者
- 5 本人の求めに応じて個人情報の第三者への提供を停止することとして第三者に提供する場合（オプトアウトを行う場合）は、第三者への提供を利用目的とすること、提供する情報の項目、提供の手段または方法、本人の求めに応じて個人情報の第三者への提供を停止すること
- 6 個人情報を当社に提供するか否かは本人の任意であることおよび当該情報を提供しなかった場合に生じる結果
- 7 個人情報の開示を求める権利および開示の結果、当該情報が誤っている場合に、訂正、追加または削除を要求する権利、および同意のない目的外利用もしくは第三者提供が行

われた場合に消去または利用停止を要求する権利、ならびにこれらの権利を行使するための具体的方法

(本人から直接書面等で取得する場合の措置)

第12条 本人から直接書面等（電子的、磁気的方式その他、人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下において同じ。）に記載または記録された個人情報を取得する場合には、あらかじめ利用目的を本人に明示したうえで取得する。ただし、人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りではない。

(利用目的の公表等の例外)

第13条 次に掲げる場合は、第12条の利用目的の明示を行わないことができる。

- 1 利用目的を本人に通知し、または公表することにより本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利や利益を害するおそれがある場合
- 2 利用目的を本人に通知し、または公表することにより当社の権利または正当な利益を害するおそれがある場合
- 3 国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 4 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(利用の範囲)

第14条 個人情報の利用は、次の各号に掲げる場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内でのみ行うものとする。

- 1 本人の同意を得た場合
- 2 法令に基づく権利の行使または義務の履行のために必要な場合
- 3 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- 4 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難な場合
- 5 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(第三者への提供)

第15条 次の場合を除き、個人情報を第三者に提供してはならない。

- 1 本人の同意を得た場合
- 2 利用目的の達成に必要な範囲内において、第20条に定める措置を講じたうえで個人情報の取り扱いを委託する場合
- 3 法令の定めに従い、所要の事項を本人に通知しまたは公表したうえで特定の第三者と共同で利用する場合
- 4 法令の定めに従い、所要の事項を本人に通知しまたは公表し、本人の求めに応じて第三者の提供を停止することとしたうえで提供する場合
- 5 法令に基づく権利の行使または義務の履行のために必要な場合
- 6 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- 7 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難な場合
- 8 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(個人情報の正確性の確保)

第16条 個人情報を管理する部所は、個人情報を利用目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理する。

(個人情報の安全性の確保)

第17条 個人情報保護統括管理責任者は、個人情報への不当なアクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険を防止し個人情報の安全性を確保するため、社内規則に従い必要かつ適切な安全管理措置を定め、実施する。

(個人情報の取り扱いに関する従事者の責務)

第18条 個人情報の取り扱いに従事する者は、法令および社内規定に従い、個人情報の保護に十分な注意を払いつつその業務を遂行しなければならない。

(個人情報の委託処理に関する措置)

第19条 当社の業務を第三者に委託する際に個人情報を提供する場合は、十分に個人情報を

保護することができる者を選定し、保護水準についての契約を締結する等の管理策によってその保護水準を担保しなければならない。

第4章 開示・苦情受付窓口の設置

(本人の自己情報に関する開示、訂正等の請求)

第20条 本人から自己の情報について開示を求められた場合は、原則として、遅滞なく、当社が保有する当該個人情報（当該個人情報が存在しない場合はその旨）を、書面の交付または本人の同意した方法によって開示するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、本人に理由を説明して、その全部または一部を開示しないことができる。

- 1 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 2 当社の業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 3 法令に違反することとなる場合

② 前項の開示の結果、個人情報の内容について事実と誤りがあったとして、訂正、追加または削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、原則として、利用目的に必要な範囲で遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき訂正等を行うものとする。また、訂正等を行った場合にはその内容を、行わなかった場合にはその旨と理由を遅滞なく本人に通知するものとする。

(本人の自己情報の利用停止等の請求)

第21条 当社が保有している個人情報について、本人から自己の情報の利用の停止、第三者への提供の停止、または消去（以下「利用停止等」という。）を求められた場合は、次の各号に掲げる場合を除き、これに応じるものとする。また、利用停止等を行った場合にはその内容を、行わなかった場合にはその旨と理由を遅滞なく本人に通知するものとする。

- 1 本人の求めるサービスの提供ができなくなる場合
- 2 法令に基づく権利の行使または義務の履行のために必要な場合
- 3 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- 4 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難な場合
- 5 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該

事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(請求の受付方法)

第22条 当社は、前二条の求めを受け付ける方法として、次の事項を定めて公表し、所定の方法により本人または代理人であることを確認したうえで受け付けるものとする。ただし、法令により別途開示等の手続きの定めがある場合はこの限りでない。

- 1 申し出先
- 2 申し出の方式、求めに際して提出すべき書面およびその様式
- 3 本人または代理人であることの確認方法
- 4 手数料を徴収する場合はその額

(窓口の設置)

第23条 個人情報および個人情報保護の取り扱いについて、本人から苦情または相談を受けた場合には、会員担当（会員）または、勤労担当（従業員）でこれを受け付け、関係グループと連携し、適切に対応しなければならない。

(見直し)

第24条 社会情勢・経営環境の変化などに照らし、適切な個人情報の保護を維持する為、個人情報保護のための管理策を見直さなければならない。

付 則

(制定および改廃)

第25条 本規程の制定および改廃は、取締役会の決議により決定する。

(施行)

第26条 この規則は、平成28年4月1日から施行する。